

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報(4月23日現在)

【ポイント】

- 報道によれば、アルゼンチン国内では3435名(昨日から147名増)の累計感染者数、うち165名の累計死亡者数、919名の累計治癒数が報告されています。
- 当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした、全国強制隔離措置(以下「強制隔離と記載」)(DNU355/2020)が4月26日まで継続中。同時に、非居住者の方々の入国の禁止も同日まで継続中です。また、現在4月26日までとなっている強制隔離の期限が、5月10日まで延長される可能性が報じられています。
- 地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに申請を行う必要がありますので、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班までお知らせください。
- 短期渡航者やご帰国予定がある皆様におかれましては、強制隔離およびそれに伴う国内移動制限の長期化、国際便の減少を念頭に、出国を希望する場合には各交通機関の運行状況等について、最新の情報の収集に努めてください。

【本文】

1 報道によれば、アルゼンチン国内では3435名(昨日から147名増)の累計感染者数、うち165名の累計死亡者数、919名の累計治癒数が報告されています。

2 新型コロナウイルスの簡易検査の実施(報道)

22日、ゴンサレス・ガルシア保健大臣はテレビ番組において、24日(金)から、ブエノスアイレス市内の主要鉄道駅で、新型コロナウイルスの簡易検査キットによる検査を実施し、無症状感染者の状況を把握すると発表しました。簡易検査は、今月20日に中国から到着した機器を用いて、コンスティトゥション、レティーロおよびオンセの各主要駅で、鉄道の乗客に対し任意で実施する予定です(1日300人から350人程度とみられています)。来週以降は、国内の他の地域でも実施し、検査の総数としては全国で約17万件を予定しているとのことです。

3 全国強制隔離措置の延長(報道)

(1)ゴンサレス・ガルシア保健大臣は、27日以降の強制隔離の延長に関し、州により、また、例外とされる活動状況の拡大により若干の違いはあるものの、大都市での強制隔離は現在と変わりなく、5月以降も全国で継続するであろうと発言しています。23日には全国の各州の保健大臣とテレビ会議を実施し、その後フェルナンデス大統領と協議するとのことです。保健大臣は、また、フェルナンデス大統領の決定次第であるとしながらも、子供の外出緩和について検討しているとも明らかにしています。

(2)フェルナンデス大統領は、23日に感染症の専門家と、また24日に各州知事とそれぞれ会合を実施し、27日以降の強制隔離(5月10日まで延長の見込み)について話し合うとしています。なお、政府は感染状況が深刻ではないエントレ・リオス州、ミシオネス州、サルタ州、サン・フアン州、ネウケン州、サンタ・クルス州、メンドーサ州における民間の建設業の再開や、エントレ・リオス州、ミシオネス州、サルタ州、サン・フアン州及びネウケン州における弁護士及び会計士等専門資格者の活動再開を許可することにしており、近日中に官報で公表される予定とされています。

4 感染者の28%が回復

23日、亜保健省は、コロナウイルス感染者のうち、28%が回復したと発表しています。同発表によると、これまでに919人が回復しており、そのうち767人は完全に回復、152人は現在過渡期にあります。その一方で、現在136人が集中治療を受けている状態とのことです。

5 教育省による私立学校支援

22日、トータ教育大臣は、学校の再開は、子供たちに感染の危険が及ばないようにってからであり、いつ頃通常授業が再開できるかは、今のところ不明であるとの見解を改めて表明しています。現在教育省が実施している遠隔授業のための教材提供は、将来教室での授業が再開したときにも活用できるために、今後も教材の提供を続けるとしています。

6 地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項

地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために、車両(バスやレミース)で首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに申請を行う必要がありますので、ご帰国のために移動のご予定のある方は、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班 conbsas@bn.mofa.go.jp までお知らせください。細部は「地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項」をご参照ください。 <https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100043069.pdf>

7 強制隔離およびそれに伴う国内移動制限の長期化が見込まれ、見通しも不透明であるとともに、国際航空会社の多くが減便をしている現状から、短期渡航者やご帰国予定がある皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いやうがいの励行などの感染予防に努めるとともに、出国を希望する場合には、各交通機関の運行状況等について、最新の情報の収集に努めてください。(以上)